

見附商工会会費賦課割表

(単位:円)

	従 業 員 数	会費(年額)
法 定 会 員	0 ~ 3	9,000
	4 ~ 6	11,000
	7 ~ 10	13,000
	11 ~ 20	18,000
	21 ~ 30	22,000
	31 ~ 50	30,000
	51 ~ 100	50,000
	101 ~ 200	80,000
	201以上	100,000
定 款 会 員	信用金庫・信用組合	100,000
	相互会社	36,000
	協同組合・青色申告会・法人会・商店会・スタンプ会	12,000
	青年部長・女性部長	2,000
特別 会員	金融機関	100,000
	大規模小売店 3,000㎡以上	100,000
	" 500㎡以上3,000㎡未満	50,000

- 1 従業員には役員並びに家族従業員を含むものとする。
- 2 年度途中において加入した会員の会費は月割計算によって算出する。
- 3 会費の納入は、年2回の分割徴収とする。(6月・11月)
- 4 年度途中における法定脱退者の会費の徴収額及び返納額は、月割計算によって算出する。
- 5 年度途中における任意脱退者の会費の返納は行わない。
- 6 従業員数は3年毎に見直しを行う。